

## 「介護保険外サービスにおいて法的に気を付けること」

今回のニュースレターの内容は、介護保険外サービスで法的に気を付けることを取り上げました。

法規制を遵守したサービス運用のポイントや、契約締結時の注意点についてお伝えします。



### 一 保険外サービスへの法規制について

介護保険外サービスには人員配置要件などの介護保険法に基づく法規制は適用されません。他方で、他の法規制に注意をする必要があります。

例えば、次の2点が挙げられます。

#### ①家事代行サービス

保険外サービスの典型的なサービスである家事代行サービスについては、介護事業者には雇用されている職員で同サービスを提供する場合、職員に対する直接的な指揮命令も介護事業者が行うものとなります。そのため、労働基準法における労働者に該当し、労働時間に応じて雇用保険や社会保険への加入が必要になります。また、家事代行サービス会社は基本的に有料職業紹介事業の許可は必要ありませんが、利用者やその家族から直接的な指揮命令を受ける場合は派遣法の規制に抵触しないような注意が必要です。



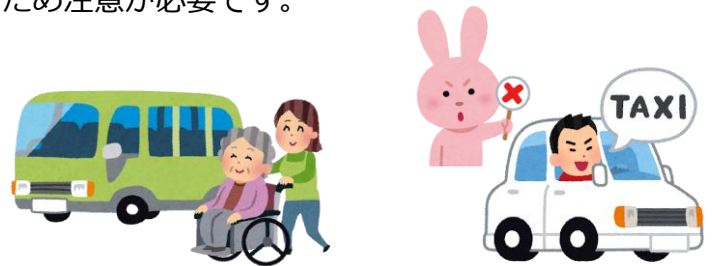
#### ②利用者やご家族の送迎サービス

保険外サービスにおいて利用者やご家族の送迎をする際も、道路運送法の規制に抵触しないよう、注意が必要です。令和6年3月29日の厚生労働省老健局通知「介護輸送における法的取扱いについて」では、訪問介護員等が自己の車両で要介護者等を有償で運送する場合については、一定の手続き・

条件の下で、道路運送法第78条第3号に基づく許可を受けることができるとされています。もっとも、この輸送は訪問介護や居宅介護事業者が行うサービスと連続して、又は、一体として行う輸送に限定されており、ケアプランの範囲内や介護報酬が発生する範囲内の送迎輸送（通所の乗降介助、身体介護などの介護報酬が伴う送迎）に限定されるものです。

保険外サービスとして対価を伴う送迎輸送を行うためには、基本的に介護タクシーを利用する必要があります。

行政の許可や登録を受けずに有償での送迎輸送を行うと、いわゆる白タク行為になり、道路運送車両法違反として刑事責任を負う事態にもなりかねないため注意が必要です。



### 二 保険外サービスの契約時に法的に気を付けること

要介護度が高いほど保険外サービスのニーズの高くなりますが、利用者に認知機能の低下がある場合、果たして契約内容をしっかり理解できているのか、注意が必要です。



安心の法律サポートで、あなたを守る

## LEGAL PLUS

弁護士法人 リーガルプラス

〔東京弁護士会所属〕

〔代表〕 谷 靖介（東京弁護士会登録）

〔事務所所在地〕

東京都（日本橋・渋谷・上野）

千葉県（市川・船橋・津田沼・柏・千葉・成田）

茨城県（鹿島）

保険外サービスの契約を締結する場合、利用者及び家族に契約書やその内容、料金を丁寧に説明をし、利用者の真意に基づく契約であり、かつ、キーパーソンや家族がサービスの内容や料金をしっかり理解をしているかが重要となります。

認知能力が低下している利用者の場合は、後日の法的トラブルを回避するために、契約締結状況や説明状況を録音するなどの証拠化も有用です。また、利用者に成年後見人や任意後見人が就任している場合、後見人との契約が必要となります。



平成30年9月28日厚生労働省「介護保険サービスと保険外サービスを組み合わせて提供する場合の取扱いについて」では、

「利用者の認知機能が低下しているおそれがあることを十分に踏まえ、保険外サービスの提供時に、利用者の状況に応じ、別サービスであることを理解しやすくなるような配慮を行うこと。例えば、訪問介護と保険外サービスを切り替えるタイミングを丁寧に説明する等、利用者が別サービスであることを認識できるような工夫を行うこと」

といった注意事項が示されています。

リーガルプラスでは、介護事業者様における労務問題、事故対応、ハラスメント対策、クレーム対応、リスクマネジメント、債権回収などのお困りごとの他、行政対応やコンプライアンス体制構築に関するご相談など随時お受けしています。経営者・管理者様の初回法律相談は無料です。

また、弁護士の研修講師の派遣も随時承っています。オンライン研修にも対応しておりますので、講師派遣をご希望の方は、お気軽にお問合せください。

【ご相談・講師派遣のお問い合わせ先】

リーガルプラス 法人本部

TEL : 03-6265-1686 (受付時間/平日10:00~18:00)

E-mail : taniyasuyuki@bengoshi-lp.com

## 《介護法務研究会 (C-LA) のご案内》

介護事業の経営や運営に関する関係法令や通達、裁判例等を広く研究し、介護事業の経営者・管理者や職員や関連業種への情報提供、教育等を目的とし、介護法務研究会 (C-LA) を運営しています。介護事業者のコンプライアンス体制の構築、法務体制の拡充を通じて、より良い介護事業運営に繋がる支援を行っておりますので、お気軽にお問合せください。

<http://www.bizserver1.com/kaigohoumu/index.html>



弁護士法人リーガルプラス代表弁護士 東京弁護士会所属  
介護法務研究会 (C-LA) 代表  
谷 靖介 (たに やすゆき)

石川に生まれ、東京で幼少期を過ごす。1999年明治大学法学部卒業、2004年弁護士登録。日本弁護士連合会の公設事務所プロジェクトに参加し、2005年、実働弁護士ゼロ地域の茨城県鹿嶋市に赴任。翌年には年間500名以上の法律相談を担当し、弁護士不足地域での法務サービスに尽力する。弁護士法人リーガルプラスを設立し、複数の法律事務所を開設し、介護医療事業への法務支援に注力。経営者協会労務法制委員会講師を務めるなど、講演経験やメディア出演も多数。



安心の法律サポートで、あなたを守る

# LEGAL PLUS

弁護士法人 リーガルプラス  
〔東京弁護士会所属〕

[発行・お問い合わせ]

弁護士法人リーガルプラス 本部

TEL : 03-6265-1686

電話受付時間 : 平日10:00~18:00

〒103-0027東京都中央区日本橋2-2-3リッシュビル4階401号

<https://www.legalplus-kigyohoumu.net/kaigo/>